

令和6年度第3回水戸市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会会議録

- 1 附属機関の会議の名称 令和6年度第3回水戸市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会
- 2 開催日時 令和7年2月25日（火）午後2時30分～午後3時15分
- 3 開催場所 水戸市役所4階 政策会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 水戸市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会委員
細田弥太郎，伊勢尋氏，山本大，中島貞子，伊藤正，折笠慶子，小泉直紀，松橋裕子，笹島修，岩間けい子，安藏秀彦，土屋和子，池田清美，鬼澤真寿，藤澤康彦，丹下美津子
 - (2) 執行機関
三宅陽子，美齊津諭代，高橋慎一，雲藤陽子，柳橋剛，櫻井憲男，渡邊諭，鶴田和也，新妻聡，荻沼泉，宮澤貴子，古橋卓也，大谷明寛
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 報告事項（公開）
 - ・水戸市地域包括支援センターの体制の見直しについて
 - (2) その他（公開）
- 6 非公開の理由 適用なし
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る） 0人
- 8 会議資料の名称
 - ・水戸市地域包括支援センターの体制の見直しについて
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業の見直しについて
 - ・広報みと3月号
- 9 発言の内容

【司 会】

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、令和6年度第3回水戸市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会を開催いたします。

はじめに、本分科会の会長であります____会長より御挨拶をいただきます。

____会長、よろしくお願いいたします。

【会 長】

皆さんこんにちは。____でございます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。今回は、時代に即した地域包括支援体制の見直しについて、さらに協議してまいります。皆様の御協力、御助言を仰ぎながら議事を進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【司 会】

____会長ありがとうございました。

それでは、本日の協議会の定足数の確認でございます。審議会条例第6条第2項の規定では、委員の2分の1以上の出席で会議が成立することとなっております。本日は16名の方に御出席をいただき、定足数を満たしておりますので、御報告いたします。

続きまして、本日の資料の確認でございます。事前にお渡しした資料に一部修正がございましたので、本日は、机上に配布した資料を御使用くださいますようお願いいたします。

- ・本日の会議次第
- ・水戸市地域包括支援センターの体制の見直しについて
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の見直しについて
- ・広報みと3月号

資料につきましては、以上でございます。過不足等ございますでしょうか。

それでは、続きまして、議事に入ります。議事進行につきましては、審議会条例第7条の規定により、会長が議長となることとなっておりますので、会長より議事進行をお願いいたします。

また、御発言の際には、挙手のうえ、お手元のマイクのスイッチを入れていただきますようお願いいたします。

【会 長】

ただいま、事務局のほうから説明がありましたとおり、審議会の議事は会長が進めることとなっておりますので、議長を務めさせていただきます。スムーズな議事進行ができますよう、委員の皆様の御協力をお願いいたします。

失礼ながら、議事は着座のまま進めさせていただきます。

議事に入ります前に、この委員会は、「水戸市附属機関の会議の公開に関する規程」により公開することとなっておりますので、その旨、御承知おきいただきたいと思います。

また、同規程第7条により、審議会の会議録を作成し、2名の方から署名をいただくこととなっております。本日の会議録の署名人につきましては、____委員さんと____委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日の議題は2件でございます。

まず、はじめに、(1)水戸市地域包括支援センターの体制の見直しについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

【会 長】

ただいま、事務局から説明がありました。御質問等がありますでしょうか。ありましたら、挙手をもって御発言願います。

(質疑なし)

【会 長】

それでは、(1)については、よろしいでしょうか。

続きまして、(2)その他について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

【会 長】

ただいま、事務局から説明がありました。御質問等がありますでしょうか。ありましたら、挙手をもって御発言願います。

【___委員】

資料の中で、リエイブルメント型のサービスによって、例えば水戸での令和6年の利用者29名のうち約8割の方が介護サービスを利用せず自立した生活を送れるようになったとあります。すごく効果が現れているという意味では、今後進めていく上でも大事な事業になるのかなというのは資料からも読み取らせていただいたのですが、実際にリエイブルメント型の短期集中サービスをやる以前、平成24年と令和6年度を比べると約2倍の1,247名という要支援という方が認定されていて、リエイブルメントを意識する前は、実際に要支援から支援をしないでまた自立した生活に戻れたという人がどれだけいたかというデータはあるのでしょうか。

【執行機関】

御質問のようなデータは、持っていません。

【___委員】

わかりました。なかなかそのようなデータをとるとするのは難しいとは思いますが、これだけ効果のあるリエイブルメント型のサービスということであれば、いかに日常生活に戻ることができるかというところに、支援する方も、家族の方も喜びを見いだせると思いますので、そういった部分のデータも今後はきちんととっていただいて、次のサービスにつなげていただいて、最終的には、ほぼ100%戻れますよというサービスを確立していただけると、皆さんの励みになりますので、よろしく願いいたします。

【___委員】

私もコロナ流行以前に、リエイブルメントについて、デンマークに行って勉強してきたことがあるんですけども、当時でも、ヨーロッパでは、リエイブルメントというのはリハビリと同じような感じで活発に使われている言葉で、資料に書いてある内容よりはもう少し幅の広いものという印象で、例えば、リハビリの方だけが関わるのではなく訪問介護の方なども関わって、どういう関わりをするのかということ、手を後ろに回した介護みたいな、より専門的な形なんですけれども、声かけとか見守りなどをしながら再自立みたいなところも含めて対応していました。もちろんリハビリとして関わることは欠かせないことかなと思うんですけども、それだけだと不十分というか、もう少し予防の方に集中していくというのは大事なところではあるんですけども、幅を広げていくようなところとか、今後、水戸市ではどのように考えているのか教えて

いただければと思います。

【執行機関】

私どもも、リエイブルメントという言葉を知り、勉強を始めたのは最近です。今年度から、リエイブルメントの考え方を取り入れた介護予防教室を始めました。これまでの介護予防教室は、作業療法士、理学療法士、保健師、歯科衛生士、管理栄養士といったリハビリ専門職の職員が、それぞれの得意分野、専門分野に特化した教室を実施していき、3か月間実施した後に、卒業しても教室で学んだことを実践していただきという終了の仕方をしていまして、そうすると、次も同じことを学びたくて教室に来るといことをしていまして。そうすると、セルフマネジメントという視点からは遠のいてしまっていて、その教室に常に通い続けるというやり方になっていまして。リエイブルメントを学んだことで、御自身が自分の力で、教室を卒業した後も続けていただくというやり方に変えていったところです。なかでも、今まで御自身がどういった生活をしてきて、今後どういった生活を望んでいるのか、そのために必要な部分を専門職と一緒に考え支援するというような教室になっています。御質問の、幅を持たせるという部分への回答になっているかわかりませんが、今後御自身がどういった生活を望んでいるのかというところを相談しながら、どういった能力を取り戻せばそういった生活ができるのかというのを、御本人と考えながら教室運営をしていきたいと考えております。

【___委員】

始まって間もないということで、予防に注力したいということはわかります。視察したときに一番感じたのは利用されてる方とサービスを提供している方の自立ということの考え方が一番違うので、広報誌などに載せていただくのはいいことなのかなとは思いますが、啓蒙みたいなお互いに続けていくというか、こういったことをケアマネジャー含めた専門職にも、水戸市はこういうことを取り入れていて、自立支援、再自立、リエイブルメントというのはこういうことですよということも含めて浸透していかないといけないと思うので、幅を広げていくという言葉は違うかもしれませんが、みんなで理解して進めていけるという状況を作っていけるといいのではないかなと思います。

【執行機関】

今年度、市内のリハビリ専門職の方にも集まっていただいて、一緒にリエイブルメントという考え方や、水戸市が今後どのように教室作りを進めたいかというところを御理解いただくために、勉強会を重ねているところです。その中で、個々のリハビリ専門職の方にも御理解いただいたり、考え方を共有しながら進めていきたいと考えております。

【___委員】

リハビリの方も、目標を設定してというところで活躍してほしいとは思っているんですけども、古い考えのリハビリの方も未だに多くいて、一緒に目標を設定して再自立を目指すという考えのないリハビリ専門職の方も多くいるなど感じたところですので、そこも含めて取り組んでいただけるといいんじゃないかなと思います。

【会 長】

しっかりと双方で知識を共有して、進めていただければと思います。

【___委員】

15 ページの令和7年度からの取組につきまして、ソフトとハードの面があり、真ん中のリエイブルメントの推進のところで、いわゆる交通手段のところを、様々なサービスを提供するにあたって、訪問系の専門職が自宅に赴いてというところもあるでしょうけれども、最終的に住民主体の取組となったときには、間違いなく交通手段の充実が必要になると思います。いわゆる繋ぐという意味ですけれども、新しい事業の通所型介護予防教室のタクシー事業者送迎という交通手段の確保について、今の時点で取り組む予定のものがありましたら教えていただければと思います。

【執行機関】

御質問の内容は、タクシー事業者送迎以外の住民主体の取組に関しての交通手段の確保についてという御質問でしょうか。

【___委員】

出口のところの高齢者支援センターに繋ぐような交通手段が必要になってくると思われるので、そういうところも含めて、水都タクシー以外の取組を計画しているものがあれば教えていただきたい。

【執行機関】

今のところ、庁内で検討を進めている段階でございます。具体的に決定しているものはございません。

【___委員】

将来的には、バス停が遠いような御高齢の方々も、何らかの交通手段を確保しながら自立してサービスに参加できるような取組が必要になってくると思います。そういうハードの面でも拡充していただきながら、進めていただければなと思います。

【___委員】

3か月間のサービスが終わった後のフォローアップはどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思えます。

【執行機関】

3か月後の卒業からさらに3か月後に、専門職によるモニタリングを実施しております。3か月後にどのような生活をしているか、機能が低下していないかといった測定を行い、そこで必要な支援がありましたら、実施するようにしております。通所型の教室については、同窓会というかたちで開催しておりまして、参加者同士もそれぞれの近況を報告したり、新しい目標について他の人に発表したりする場となっております。

【___委員】

リエイブルメントというのは非常によい計画かと思うんですけども、要支援、要介護と介護保険を利用されている方はどんどん増えているかと思うんですけども、自立できるようになっても、介護施設へ通って普通の人以上に元気に戻っている方がたくさんいるのをたくさん見てしまっています。そういう方が、介護保険をずっと使って楽しく施設に通い続けていられるというのは甘いと思うのですが、水戸市はどういう判断をしているのか伺いたいです。

【執行機関】

委員御指摘の通り、サービスを利用される方は増加傾向でございますし、その課題は認識しております。元気になっても使い続ける方や、そもそも元気で使っている方がいるなど、説明の中にもありましたと

おり、その方の状態にあったサービスを利用していただき、状態にあった目標に向かって支援していくというのが本来の制度のあるべきところだと思います。もちろん、デイサービスや介護職の支援が必要な要支援者はいるので、そういった方には引き続き御利用いただくとして、元の生活に戻れる状態の方については、しっかりと支援していくというところを、市としてもどういった方にこのサービスを使ってほしいのかといった設定ですとか、そういったところをしっかりとしていかなければいけないのかなと考えているところです。単にサービスを実施するだけではなくて、市民の方も含めて、この介護保険制度をどう利用して、健康を取り戻すのか、自立した生活を送るのかというところの考え方を示していけるようにしたいと考えております。

【会 長】

介護保険課からは何かありますでしょうか。

【執行機関】

本日話題となっておりますのは、要支援とか要介護1とかの方が中心かと思います。介護保険全体に関していいますと、本人がサービスを使いたいといった場合には、ケアマネジャーの方と相談しながら、適切に必要とされるサービスを利用していただいておりますので、引き続き適切なサービスが提供できるようにしていきたいと考えております。

【___委員】

元気な方がデイサービスに通う、必要のないのにデイサービスを利用する、というのは問題かと思うんですけども、見た目は元気であっても、若年性の認知症であったり、デイサービスに通っていて始めて生活が成り立っている方も一定数はいるので、理解していただきたいと思います。

【___委員】

現時点でどれくらいの方が、令和7年度にこのサービスを利用すると想定しているのでしょうか。

【執行機関】

今回の対象者を算出する基準として、通所または訪問によって介護予防の取組をするうち、通所型の方を新しく委託するというところの考え方としましては、令和5年度に新規で介護予防のデイサービスを利用した方が244名、訪問型のサービスを含めると340名くらいいらっしゃったところです。要介護認定を測る指標の一つに日常生活自立度というものがありまして、認知症の自立度と、障害者の自立度の身体面の機能を測る自立度があるんですけども、その中で自立により近い段階の方J1、J2の方が約160名いらっしゃいます。そのほか、短期集中サービスを見直す前の方が約40名いらっしゃったので、概ね200名の方がこのサービスを使って元の生活に戻れる状態像に近い方と算定したところです。前提として認知症自立度がI以上という認知機能で生活に支障がない上で、身体的にも自立状態に近い方ということで200名位を事業の対象として見たところです。

【会 長】

それでは、(2)については、よろしいでしょうか。

本日の議事は以上となります。限られた時間の中で、皆様の御協力をいただき、スムーズに進めることができました。ありがとうございました。次回も引き続き、よろしく願いいたします。それでは、進行を事務局にお戻しいたします。

【司 会】

委員の皆様には、大変お忙しいところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございました。今年度の分科会は、本日が最後となります。一年間ありがとうございました。来年度も引き続き、よろしくお願いいたします。以上をもちまして、令和6年度第3回水戸市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会を終了いたします。お疲れ様でございました。